


29 高水サ第 290 号
平成 29 年 7 月 10 日

一般社団法人
高知県建築士事務所協会各位

公共下水道管理者
高知市上下水道事業管理者
海治 甲太郎



排水設備工事申請に係わる手続きの協力依頼について

初夏の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃は本市下水道事業に深いご理解とご協力をいただき誠に感謝しております。また、建物等の設計監理等にご尽力していることと存じ上げます。

さて、公共下水道の供用が開始されている区域内に建物等を築造される場合におきましては、その建物等から排出される下水（汚水及び雨水）を公共下水道等に流入させるための排水設備を設置しなければならないことは、すでにご承知のことと存じます。

高知市下水道条例では、この排水設備工事を行う前に、その計画について申請書に必要書類を添えて、管理者の承認を受けなければならないと規定しています。つまり、申請前に排水設備工事に取り掛かることや、排水設備工事指定業者以外の者が工事を行うことは、条例違反となりますので、建物等の築造に関係する方々に周知していただくよう、お願いいたします。

条例を順守するためには、一部の排水管を埋設する建物基礎工事までに、排水設備工事の申請を届け出ることが必要であり、それまでに指定業者へ関係書類を配布するようお願いいたします。この申請手続きが遅れますと、排水設備に係わる工事に着手することができなくなりますので、十分注意していただくようお願いいたします。なお、排水設備の範囲としまして、汚水については衛生器具及び水洗便所のタンクに接続している洗浄管からの設備となっており、雨水についてはルーフトレン、雨樋及び排水溝からの設備となっております。

最後になりますが、今後とも排水設備工事申請に係わる手続きにご協力していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(排水設備工事申請に関する問合せ先)

高知市上下水道局お客さまサービス課

排水サービス係

Tel 821-9232

Fax 831-8670